

交野市地域子育て支援拠点事業委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 目 的

この要領は、地域子育て支援拠点事業として、交野市の第二中学校区において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所の提供、子育てに関する情報の収集及び提供等を行うための拠点の運営を委託する事業者の候補を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業実施施設等

- (1) 住 所 交野市幾野2丁目6番1号
交野市立第1児童センター 1階 子育て支援室 約102㎡
- (2) 名 称 (仮称) 第二中学校区地域子育て支援拠点
(詳細は図面参照のこと)
- (3) 事業内容 事業内容の詳細については、別に定める「交野市地域子育て支援拠点事業委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

3 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)

4 委託費上限額等

- (1) 委託費(令和3年4月から令和6年3月31日までの実施分)の上限額は、
24,456,000円(第二種社会福祉事業に該当のため、契約に当たって消費税は非課税)とする。

[内訳]

令和3年度 8,152,000円

令和4年度 8,152,000円

令和5年度 8,152,000円

- (2) 委託費には、人件費、講座等の講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、利用者及び従事者の保険料、通信料、使用料及び賃借料、備品購入等その他市長が必要と認める経費を含む。
- (3) 運営に最低限必要と考えられる施設整備等については、市が行う。

5 選定方式

公募型プロポーザル方式により、「交野市地域子育て支援拠点事業、交野市ファミリー・

サポート・センター事業及び一時預かり事業 委託事業者候補選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、委託する事業者の候補を決定する。

6 参加資格

本事業について行う公募型プロポーザル方式に係る手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の任意団体とする。

- (1) 交野市内での子育て支援活動実績があること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法(昭和22年政令第16号)施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 交野市の競争入札における指名停止措置を受けている者
 - ③ 交野市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者
 - ④ 定款または規約若しくは会則がない、責任者が明確でない、適正な会計を行っていないなど、交野市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者
 - ⑤ 宗教活動や営業活動を目的とした者
 - ⑥ 政治活動や特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦・支持・反対をすることを目的とした者
 - ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又はその構成員の統制下にある者

7 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書の受付日とする。ただし、参加資格の基準日から最優秀提案者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

8 実施スケジュール

- (1) 募集要領の配布 令和2年8月27日(木)～令和2年9月9日(水)
(子育て支援課窓口での配布については、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- (2) 参加表明書の提出 令和2年8月27日(木)～令和2年9月9日(水)
- (3) 質問書の受付 令和2年8月27日(木)～令和2年9月9日(水)
- (4) 質問への回答 令和2年9月14日(月)
- (5) 参加申込書の提出 令和2年9月15日(火)～令和2年9月23日(水)
- (6) 一次審査 令和2年10月8日(木)
- (7) 一次審査結果通知 令和2年10月上旬

- (8) 二次審査(プレゼンテーション) 令和2年10月26日(月)
(9) 最終結果通知 令和2年11月上旬

9 手続き等

(1) 提出書類は、次に掲げるものとする。

- (ア) 参加表明書(様式第1号)
- (イ) 参加申込書(様式第2号)
- (ウ) 法人等の概要(様式第3号)
- (エ) 実績調書(様式第4号)
- (オ) 事業計画書(様式第5号)
- (カ) 受託金額見積書(様式第6号)

(2) 提出期間

- ① (1) に掲げる提出書類のうち(ア)
令和2年8月27日(木)～令和2年9月9日(水)【必着】
- ② (1) に掲げる提出書類のうち(イ)～(カ)
令和2年9月15日(火)～令和2年9月23日(水)【必着】

(3) 提出方法及び提出先

① 提出方法

提出書類については、(ア)は1部、(イ)～(カ)は10部(正本1部、副本9部をそれぞれファイル等で製本)を、各期限厳守で下記担当宛に持参又は郵送(簡易書留)すること。

※(イ)～(カ)については、とおし番号を付番すること。

② 受付時間

午前9時30分から午後5時30分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※持参される場合は、事前に電話又は電子メールで来庁日時を知らせること。

(担当)

交野市健やか部子育て支援課 育成係

住 所： 〒576-0034

交野市天野が原町5-5-1

交野市立保健福祉総合センター 2階

電 話： 072(893)6406

FAX： 072(892)0525

メールアドレス：kosodate@city.katano.osaka.jp

10 参加手続きに関する質問

参加手続きに関する質問は、事業計画書等の作成に係るものに限るものとし、審査及び評価に係る質問は、できないものとする。

(1) 提出方法及び提出期限

令和2年9月9日(水)午後5時30分までに、所定の用紙「質問書(様式第7号)」を用いて、9に記載の担当宛てに電子メールで提出すること。この場合において、当該電子メールの件名は、「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、必ず電話で着信確認を行うこと。

(2) 質問についての回答

令和2年9月14日(月)に、参加表明書を提出した全事業者に対し、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。また、自らの質問が反映されているか、必ず確認すること。

11 審査の実施

(1) 選定方法

候補者の選定については、選定委員会において、一次審査(事業計画書等の評価)を行い、二次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)を受け、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

なお、詳細については、別途審査要項で定める。

(2) 一次審査及び二次審査

① 一次審査

ア 事業計画書等による書類審査を実施する。事業者が4者以上であった場合、得点の高い順に上位3事業者を次の二次審査の対象とする。

イ 一次審査の選定結果は、一次審査を行った全事業者に対し、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

② 二次審査

一次審査を通過した事業者に対し、二次審査を実施する。

ア 事業実施に係る統括責任者及び本事業の主たる担当者が必ず出席し、提案説明と質疑への回答を行うこと。

イ プレゼンテーションの時間は、35分(提案説明20分及び質疑応答15分)程度とする。

③ 注意事項

ア プレゼンテーションは、参加表明書を受付けた順に、個別に実施する。

イ 事業者は、提案の際にプロジェクター等を使用する場合は、あらかじめその旨を交野市に連絡しなければならない。

(3) 事業提案選定評価の視点

① 本事業の趣旨、本事業に係る制度等を十分に理解し、子育てを行う世帯に対する十分な支援と本事業の円滑な実施が見込まれること。

② 交野市の子育て支援に関する施策について、目的、目指す姿等を十分に理解し、交野市及び地域との良好な関係の下に、前向きに本事業を実施する見込みがあること。

③ 子育て世帯のニーズを適切に把握及び理解し、本事業を通じて子育て世帯の育児に関する不安等の解消及び育児力の向上を効果的に図ることができること。

ア 本事業の運営について、適切な提案を行っていること。

イ 組織の体制が十分で、かつ、本事業を継続的に運営することができること。

④ 運営に係る経費の積算が適切であること。

(4) 選定の結果

結果については、二次審査を行った全事業者に対し、参加表明書に記載の住所宛に文書により通知する。

また、選定結果についての異議申し立ては、できないものとする。

1.2 提案の無効

事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定委員会において審査の上、当該事業者が行った提案を無効とする。

(1) この要領に定められた事項について、正当な理由なく守られなかったとき。

(2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

(3) 7により失格となったとき。

(4) この要領に定められた方法以外の方法により、選定委員会の委員その他交野市の関係者に対し、直接的又は間接的にプロポーザル手続きに対する援助を求めたとき。

1.3 契約の締結

(1) 最優秀提案者として選定した事業者と本事業に係る委託契約締結のための協議を行う。ただし、当該協議が不調な場合は、次点の優秀提案者と協議を行う。

(2) 協議が整った場合は、提案上限額の範囲内で、交野市と随意契約により委託契約を締結する。

(3) 事業計画書等に記載された事項は、交野市が提示する各資料とあわせて、契約時の仕

様として取り扱う。ただし、本事業の目的を達成するために修正すべきと交野市が判断した場合は、交野市と事業者との協議により、項目の追加、変更又は削除若しくは金額等の変更を行うことがある。

14 その他

- (1) 1事業者からの提案は、1提案とする。
- (2) 事業計画書等は、仕様書に定める事項に基づいて作成しなければならない。
- (3) プロポーザルへの参加に係る費用は、事業者の負担とする。
- (4) 提出された事業計画書等は、返却しない。
- (5) 提出された事業計画書等は、事業者が無断でプロポーザルの目的以外の目的のために使用しない。
- (6) 受託事業者は、本事業の業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。なお、業務の一部（主要部分を除く。）を第三者に再委託する場合は、事前に再委託する業務及び再委託先を交野市に書面で提出し、承認を受けることとし、その最終的な責任を受託事業者が負うものとする。
- (7) 委託契約締結前において、参加資格を満たさなくなったときは、契約交渉権が取り消される場合がある。
- (8) 事業者は、参加表明書の提出をもって、この要領及び仕様書に記載された内容を承諾したものとみなす。
- (9) 交野市が必要と認める場合は、事業者に追加書類の提出を求めることができる。

問い合わせ

交野市健やか部子育て支援課

〒576-0034

交野市天野が原町5丁目5番1号

TEL 072(893)6406

FAX 072(892)0525

E-mail kosodate@city.katano.osaka.jp